

プロフィットシェアリングについて

事業者の創意工夫によって生じる経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属させることを想定している。ただし、事業者の一定の範囲を超えた収入の一部については本市に還元し、本市が設置する基金に積み立てたうえで本市が実施するアリーナの大規模修繕等に要する経費に充当することを想定している。

1. プロフィットシェアリングの対象

特定事業に係る収入

2. プロフィットシェアリングの適用条件

毎事業年度の実際の収入が当該事業年度の計画収入を上回った場合について、当該差額のうち、当該事業年度の計画収入の15%までの部分はその全部につき事業者に帰属し、それを超える部分がある場合は、当該超過額を還元対象額として、10%の還元割合を下限として事業者の事業提案書に基づき設定した還元割合を還元対象額に乗じて還元額を算定して、本事業に還元するものとする。

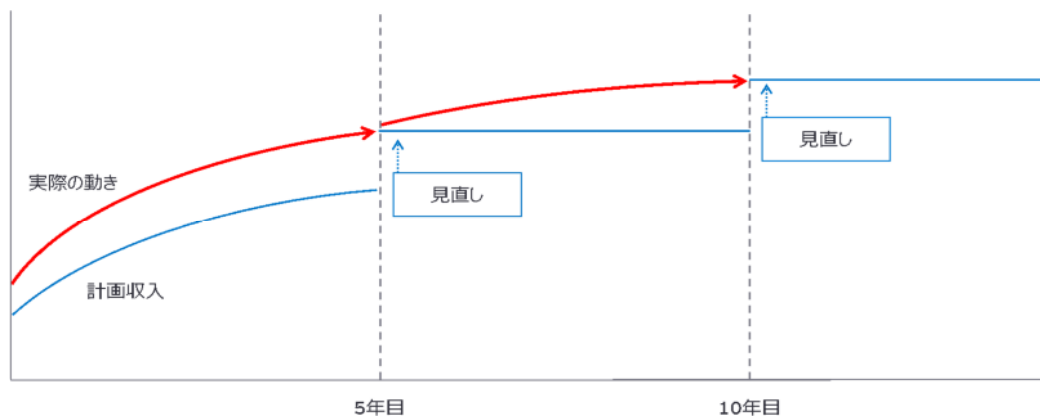
なお、各事業年度の計画収入の設定方法については、以下のとおりとする。

(1) 運営業務開始年度を含む当初5期分

事業提案書の内容を基本とし、運営開始予定日までに市と事業者で協議して定める。

(2) 運営業務開始6期目以降（2035年4月以降）の分

運営業務開始年度を含む直前5期の実績及び事業提案書の内容を基本とし、2035年4月から5期ごとに計画収入を見直すものとする。各見直し時点においては、当該期間の開始日前までに市と事業者で協議して定める。



計画収入設定のイメージ

3. プロフィットシェアリングの支払方法

事業者は、各事業年度終了後、上記の定めに従いプロフィットシェアリングによる還元額を算出し、その算出根拠と共に翌事業年度の6月末日までに市に報告する。

市はプロフィットシェアリングによる還元額が適正に算出されていることを確認した場合、速やかに支払に係る納入通知書を発行し、事業者に交付する。

事業者は納入通知書の受領後、市が定める期日までに支払をおこなう。